

2018年

2|3^土

13:00開場
13:30開会

さいたま市民会館
おおみや

入場無料、事前予約不要

主催：埼玉弁護士会
電話048-863-5255

■基調報告

長峯信彦さん(愛知大学教授)

■パネルディスカッション・パネリスト

神田知宏さん(弁護士)

長峯信彦さん

田上嘉一さん(弁護士)

表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

インターネット社会の問題点

知る権利と忘れられる権利

あなたの個人情報

知られたたいですか？



表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

2018年

2|3^土

13:00開場
13:30開会

さいたま市民会館
おおみや

インターネット社会の問題点 あなたの個人情報 知られたいですか？

「忘れられる権利」

「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」

(さいたま地裁平成27年12月22日決定より)

「知る権利」

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」

(最高裁昭和44年11月26日決定より)



主催：埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂4-7-20
電話048-863-5255

長峯信彦さん

愛知大学教授
論文「表現の自由の原理と個人の尊厳
実名犯罪報道と『忘れられる権利』」

神田知宏さん

弁護士
平成29年1月31日最高裁決定許可抗告申立代理人

田上嘉一さん

弁護士
弁護士ドットコムゼネラルマネージャー

